

Title	重商主義と絶対王政
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.1 (1947. 1) ,p.1- 15
JaLC DOI	10.14991/001.19470101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平井新著

B六判 價三十圓 一三三圓

社會主義と共產主義

(新刊)

——初學者のために——

誰もが一應は口にする社會主義と共產主義、この二つの理論に關する正しい知識を、讀み易い形で受入れようとする諸君のために、隨筆風に書かれた本書が出現した。

社會階級の本質は何か、プロレタリアの起源は如何、何が人を社會主義者にするか、社會主義實現のための「明るい道」「暗い道」とは何か、唯物史觀の公式とは何か、唯物辨證法の語源は、意味は、歴史は？ 社會主義の國家觀には如何なるものがあるか、アジア的社會とは何か、プロレタリア國家の性格は何か、サンヂカリズムの語義は如何、「ゼネスト」の語源は？ サボタージュの意義は？ 第一インターナショナルは何時成立したか、修正主義とは何か、西方左翼とは何か、コミンテルンは何うして成立したか、ファシズムと何う闘つたか、これ等に對して、本書の著者は極めて平易に、而も正確に答へるであらう。

慶應出版社

重商主義と絶對王政

高橋誠一郎

英國重商主義は、チュードル王朝時代からステュアート王朝によつて繼承せられ、更らに共和政治時代及び王政復古より光榮革命以後に及んだ。其は大體に於いて第十六世紀から第十八世紀に互つて同國の經濟政策を指導せるものであつた。重商主義の行はれた時代は、概言すれば、政治的には絶對王政の興起及び存続の時代であり、又、經濟的には商業殊に對外商業の興起及び隆昌の時代である。

國王の勢力と商人の繁榮とは種々なる關係に於いて直接に連結する。商業は實に中世的社會秩序を破壊するに與つて最も力あるものであつた。靜的均衡は次第に覆されて、動的状態は徐々に發達した。中世的君主は多く無力微弱であつて、概して其の領土は狭く、其の收入は薄く、其の威嚴は尠少であつた。多數の小領域的共同體は略々完全なる獨立を享有して居つた。而して、個人の經濟的及び社會的關係は悉く慣習及び風俗に従ふか、若しくは公法的に規制せられてゐた。然るに、商業の發達、商人階級の興起、都市の膨脹、市場の擴張、貨幣經濟の進歩は、中世的、領域的、自給自足的、身分的社會を滅亡せしめなければならなかつた。舊來の團體及び制度は皆、日を逐ふて經濟上の大障害となり、而して、實際生活上の必要はあらゆる方面に於いて絶えず社會を驅つて近世的國家組織に向つて推進せ

重商主義と絶對王政

一三三

しめた。人民は煩雜なる中世的團體及び制度を避けて更らに廣大なる單位を形成し、更らに遠大なる利益の同盟を結ぶに至つた。強大なる民族的國家は封建的領主及び團體に代つて經濟社會の針路を指導せんとしてあつたのである。都市的若しくは領域的なる地方的支配は國民的統治及び絶対王政に移行した。通商の擴大は地方的獨占並びにギルド的及び教權的統制の制度を破壊した。國王が其の人民より贏ち得たる忠節は彼れ等が國內の新秩序を助成するによつて取得せられたものである。彼れ等は新興經濟的要素を把握し、之れに依存し、之れを政治的に供用し、之れをして軍事的成功に必要な財源を供給せしめて、自己の強大と光輝とに資せしめようとするに至つた。傭兵制度は封建的兵制に代つた。中央政府の權威を主張し、マナア及びギルドの利益に代るに國家的考察を以つてせんとするものは、正さにチュードル王政の特徴であつた。

國王の領地及び其の特權に基礎を置いた中世的財政の方法は、今や絶えず増大増加しつゝある國費を支辨するに足らざるに至つた。近世的國家は其の政治的軍事的目的を達成するが爲めには、租税の増徴を措いて、他に其の手段を看出し得ざることとなつた。而して、租税の増徴は又、必然的に社會に於ける富の増大を豫定しなければならぬ。即ち、商業と金融の安定と發達とによる資本形成のみひとり眞に之れを可能ならしめることが出来るのである。賢明なる國家的經濟政策は富裕なる國民を造り、富裕なる國民は又、富裕なる君主を造るものと思惟せられた。斯くて一千六百五十六年に現れたジェームズ・ハリントンの國家小説『オーシアナ』流の語法を以つてすれば、エリザベス女王は彼の女と其の人民との間に、取り交はされる間斷なき戀の手工品を通じて其の治世をして一種のロマンスに變ぜしめた(D.S.s. James Harrington, *The Commonwealth of Oceana. To His Highness The Lord Protector of the Commonwealth of England, Scotland, and Ireland*, ed. 1887, p. 60). 土地的貴族の勢力を抑制するものとして商

人的中層階級の興隆を助勢するは國王の政策と一致するものであつた。而して、エリザベス女王の治下に於いては、既に勢力關係の移動は彼の女の賢明なる顧問をして全然貴族を無視するに至らしめた。(Ibid.)

封建的貴族階級は凋落した。貿易上の利益によつて國內に齎された貨幣は幾多の人士をして土地の購入を可能ならしめた。成功せる商人の多數は封土を買収して農業方法を激變せしめ、其の改良に資する所があつた。殷盛なる外國貿易は又國內に於る輸出工業を繁盛ならしめ、工業階級を擡頭せしめた。彼れ等は發展しつゝある商業の要石であつた。商人の子孫が概して依然貿易を繼續するか若しくは大規模の農業經營に従事し郷紳の社會的政治的生活に耽つたのに對して、新興工業階級の多數は前代に於ける手工業者の後裔であるか、若しくは更らに貧乏なる階級の人々であつて、手工業及び家内工業時代の傳統を繼承し又は收得せるものであつたであらう。(Harvey W. Peck, *Economic Thought and its Institutional Background*, 1935, p. 76.)

夙に西紀前五及び第四世紀のアテナイに於いては、民主政治の發達に連れ、「職人」(デイミオウルゴイ)は政治的にも經濟的にも重要な地位に立つて居つた。然も、古代希臘の民主主義は、政治上法律上の差別を撤廢したが、因襲的差別を抑制することを得なかつた。職業の相違は猶ほ人々の上に高下の差別を劃して居つた。洵に、民主的なるアテナイに於いてすら、古來の偏見は猶ほ根強いものがあつて、實に奴隸制度が一般に行はれて居つたばかりでなく、諸職業の間に差別を認め、平等の原則は未だ一般に行はれてはゐなかつた。従つて、古代の哲學者は、近代の科學的社會主義者の如く、商品價値の形態に於いては、一切の勞働が等一なる人間勞働として、即ち同一價値のものとして表示せらるゝの事實を價値形態其の者の中から看出すことが出来なかつた。(Cf. Karl Marx, *Das Ka-*

dial, Kritik des Politischen Oekonomie, Bd. I, Ed. 1921, S. 25)。プラトーンの語を以てすれば、工匠は「確かに其の製作の価値を知る」ものである。(Legg, XI, 921B)。アリストテレスは、諸職各々其の固有の価値を有し、交換価値が一定特殊の交換行為に先んじて存在するものと思惟せるもの、如く、公正なる価格が、彼れの擧示せる例に従へば、専ら家屋若しくは靴に附屬するものではなくして、寧ろ建築師と靴工の間に於ける關係に相當する公正價格關係が家屋と靴の間に存するものと觀て居つたやうである。(Eh. Nic., V, 4, §§ 3-12)。羅馬人の間に於いては、曾だに藝術的技巧に據らざるもののみならず、一切の技工は悉く野鄙なる職業に従事するものと看做された。(Cicero, De Officiis, I, xliii)。然しながら、彼等は社會的輕蔑の裡に在つて、よく其の職業の誇りを喪はず、只管自己の技能を發揮するの歡喜に浸り、其の仕事に没頭して居つたのである。

既に慣習的価格の時代を過ぎ契約自由の原則を認めて居つた羅馬時代の哲學者は或る物件の價格が往々にして其の価値と一致を缺くことあるを認めた。(Seneca, De Beneficiis, IV, xxv)。羅馬帝國の崩壞以後、社會が封建的基礎の上に改造せられた時、人は其の生得の社會的地位に従つて報ひられ、總べての財貨若しくは勤務の価値は之れを給付する者の社會的地位と、其の身分を維持するに必要な生活の程度に従つて決定せらる可きものと考へられた。(S. Thomas Aquinas, Summa Theologica, Secunda Secundae, quaestio lxi, art. 2)。中世のスコラ哲學者等は固より價格決定の基礎として需要供給の法則を承認するが如きことなく、客觀的價值標準を有して居つた。彼れ等は兩貨物の生産が等しい労働及び費用の高を表示するならば、是れ等のものは價值に於いて相等しく、斯くて又、是れ等のものゝ交換は公正であると主張した。(Albertus Magnus, Ethica, hb. V, tract. ii, cap. 7)。而して、労働の尺度は労働時間に求められた。二日の労働を要する生産物は、單に其の半分、即ち一日の労働を要求するに過ぎない

生産物よりも二倍の価値あるものである。(Aquinas, In X libros ethicorum ad Neomachum commentaria, lib. V, lect. v)。當時のギルドは又、生産條件を能ふ限り畫一ならしめんことを企圖し、使用せらる可き道具の性質、一日の労働時間及びあらゆる生産過程の細目を統制する準則を勵行し、又、原料に對して支拂はるる價格を其の總べての成員の間均等ならしめて居つた。彼れ等に取りつて最も重要な無形の資本は、殆んど確定せる顧客の確實なる需要に應じ得可き技術上の鍛鍊であつた。

顧客生産時代の靜止的慣習的價格が破れた時、羅馬法の自然法概念は次第に浸潤し、競争價格是認の傾向は漸次大となつた。商業をして支配的ならしめたる諸力は普く承認せられて來た信念の桎梏から人心を解放した。自然法學者は公正價格の概念に代ふるに競争的諸力の作用を承認する自然價值の觀念を以つてするに至つた。市場は當の構成者であり、價值の判定者である。商取引に於いては需要供給は諸物をして低廉若しくは高價ならしめる。經驗的なるもの以外に何等客觀的なる價值尺度は存することなく、市場の駆引は價格を決定する。然しながら、生産者間に於ける競争が自由無拘束となるに連れて、價值は自から生産費に一致しようとする傾向を示すのである。斯くて近世自然法の開祖フーゴ・グロッシュヌは、一物件に對する評價たる價值が一般的價格に従つて變化することを認め、而して、此の一般的價格に對しては、其の賣手の労働及び経費が算入せらるゝの常であつて、それは買手、貨幣及び商品の過多若しくは不足に従つて急激なる變化を受けるものであると觀た。(De Jure Belli ac pacis, II, xii § 14)。而して、夙に商業主義に移らうとした英國に於いては、外部的偶發的なる價值高低の原因から内部的自然的のものを區別し、労働價值説を提唱せる「經濟學の父」サー・ウィリアム・ペティを出した。種々なる偶發的要素の作用あるに拘らず、労働は依然として價值の眞源泉であり、尺度である。彼れは後年のリカード等しく、地代を以つて較差的利益に歸

2) (A Treatise of Taxes and Contribution, 1662, p. 25; The Political Anatomy of Ireland, 1691, pp. 66-67.)
而して、資本を以つて過去の労働の結果であると推定して、労働價值説の基礎を置いた。(Verbum Sapienti, 1691, p. 9.) 彼れは富と財産とが地主及び怠惰なる者から精鍊にして勤勉なる者に移らなければならぬと思惟した。(Treatise, op. cit., pp. 17-19; Political Arithmetick, 1690, p. 38.)

這箇價值の起原に關するベチ、の見解を享受し、而して、人間は彼れの労働を混入せる所のものに對して自然の權利を有すると做すの意見を表明せるものはジョン・ロックである。手工業階級の擡頭と共に、所有權は生産的労働と財産蓄積との間の連接を通じて法律習慣及び常識中に織り込まれるに至つた。斯くの如きは明かに經濟財の享有が經濟的努力なくして可能ならしめらるゝ相續によつて取得せらるゝ財産の利益權に對する反抗である。手工業時代に在つては、工匠の場合に於ける財産所有權獲得の唯一の手段は生産的努力であるが故に、努力を以つて所有權に對する基礎と做すの概念は此の階級の傳統的態度の表明であつたのである。(Peck, op. cit., p. 78.) 彼れ等は特殊の技術と手法とを子々孫々に傳へた。親方徒弟の關係すら父子關係に類するものであつた。彼れ等はギルドを組織して、其の權利及び利益を擁護しようとした。彼れ等に取つて、父祖若しくは師匠より傳承する財産は先づ第一に其の雙手の技能であつた。

三

ロックは其の『政治二論』中の財産論に於いて斯くの如き手工業者階級の觀念形態を表現せるの觀がある。即ち彼れに従へば、土とあらゆる下位の生物とは總べての人に共同であるが、而もあらゆる人は彼れ自身の「人格」中に「財産」を有する。即ち何人と雖も、彼れ自身以外のものに對しては何等の權利をも有することがない。吾人は彼れ

が肉體の「労働」と其の雙手の「仕事」とが本然に彼れのものであると言ふことを得可きである。斯くて、彼れが自然の準備し打ち棄て、置いた状態から移した物は總べて彼れが其の労働を之れに混和し、彼れが彼れ自身に屬せる或る物を之れに接合し、而して是れに由つて其を彼れの所有物たらしめたものである。其は彼れによつて自然が之れを置ける共同状態から移されたが故に、其は這般の労働によつて之れに添加せられた他人の共同權を排除せしむ可き或る物を有する。這般の「労働」は其の労働者の疑ひなき所有物であるが故に、少くとも他の者に對して共同に残されたものが十分であり且つ等しく良好なる處に於いては、一度び労働が添加せられた所のものに對して權利を有する。この出来るのは、彼れを措いて他に存することがないのである。(Two Treatises of Government: In the Former, The Fassel Principles and Foundation of Sir Robert Filmer, and His Followers, are Detected and Overthrown. The Latter is an Essay concerning The True Original, Extent, and End of Civil-Government, 1698, pp. 185-186.) 泉を流れる水はあらゆる人の有であるが、而も瓶子に盛つたものは之れを汲み出し、者にのみ屬するの事實を疑ひ得るものがあらうか。(Ibid., p. 187.)

ロックに據れば、政治的社會の主なる目的は財産權の擁護である。之れに對して自然の状態に於いては缺くる所のものが甚だ多い。(Ibid., p. 261.) 第一に、自然の状態に在つては、正不正の標準であり、人々の間に於ける總べての論争を決定する共通の準度たるべく一般の同意によつて承認許容せられたる確定不動既知の法律を缺く。自然の法則は總べての理性的被造物に取つて明々白々ではあるが、而も人々は自己の問題に對して之れを適用する場合には偏頗たるの虞れがある。第二に、自然の状態に在つては、確定的法律に従つて總べての争議を決定する權威を有する一般に認められた公平なる判事を缺く。第三に、自然の状態に於いては、正當なる判決を支持し、之れを執行する權力

を缺く。(ibid., p. 262.)

ロックを以つて観れば、政治的社會は被治者の利益の爲めに契約によつて存在するものであつて、治者の利益を其の目的とするものではない。主権は人民の意志に存する。政府は人々が過去に於いて實際に相互の契約によつて社會を形成せる諸目的を確保する受託者たるに過ぎない。ロックは専制君主政治を排斥し、近代的議院政治の到來を告示する。一千六百八十八年の英吉利光榮革命は、共和政治にも、亦、平等の理論にも何等の信念をも有することのない保守的實際的な人々の手によつて成された事業である。彼れ等は國王神權説に反對しながらも、立憲君主政體を欲求した。ロックは實に此の光榮革命時代の政治的及び經濟的思索を總括したものである。

四

人民主義の理論は國王神權説に代り、國王はアダムよりの系統を傳ふるによつて、あらゆる生物の上に支配權を有すると做すサー・ロバート・フイルマ、流の思想は論破せられた。フイルマは「人類自然の自由」を主張するあらゆる者に對して父權的國定説を提唱するものである。總べての人は生れながらにして其の「親」に従屬する。而して、斯くの如き子女の從屬は、神自身の命令によつて、總べての「王權」の泉源である。Patriarcha; or the Natural Power of Kings, 1680, p. 12. 政治的權威と家政的權威との間には何等の相違も存することがない。是れ等の支配權は創造に際して神によつて全部全體としてアダムに授與せられ、而して其の儘彼れの後裔に讓渡せられた。總べての國王は彼れ等の人民の父であるか、若しくは斯くの如き父の後繼者であるか、若しくは斯くの如き父の權利の繼承者であるかの孰れかである。「吾人が或る父の自然權を或る國王の其れと比較するならば、吾人は是れ等のものが單に範圍及び限界に於けるの外全然何等の差違もなく總べて一であることを看出す」。(ibid., p. 24.) 彼れは世

界史上最も盛大なる民主政治、即ち羅馬の其れが如何に不完全なるものであつたかを説く。(ibid., pp. 54-56.) 羅馬帝國は民主政治下に於いて生長して羅馬市が、世界の主婦となつたのではなく、羅馬は諸王の下に其の帝國を始め、諸皇帝の下に之れを完成したのである。國難に際しては羅馬人は常に「時的の國王たる「執權」を設けた」。(ibid., pp. 56-57.)

斯くの如きフイルマの主張を攻撃するに於いてロックの先驅をなしたものがオルチャートン・シドニーである。彼れに従へば、神は政體の選擇を人間に委した。而して、「政體を創設する者は又之れを廢棄することが出来る。

(Cujus est instituire, ejus est abrogare.) (Discourses concerning Government, by Algernon Sidney, Son to Robert Earl of Leicester, and Ambassador from the Commonwealth of England to Charles Gustavas King of Sweden. Publish'd from an Original Manuscript. 2nd ed., 1704, p. 12.) 政府は治者の利益の爲めに設けらるるに非ずして、被治者の其れの爲めである。政府は一人若しくは數人の便益、利得、快樂若しくは榮譽の爲めに設立せられたものではなくして、社會の利益の爲めである。(ibid., p. 60.) 主權が君主の手中に存するか若しくは或る人々の集團に存するかを問はず、統治權の行使は之れを制御する人民の支配に従屬す可きものである。「人間にも動物にも君主政治に赴かうとする自然的傾向は存することがない」。(ibid., p. 82.) 大體に於いて、君主政體は權威の設定せられた目的に適合するものではない。然も、シドニーは又、他方に於いて、民主政體に對して嫌惡の念を抱いて居つた。彼れの選ぶ所は明かに貴族政治であつた。彼れは言ふ、「神によつてイスラエル人の上に設定せられた政府は貴族政であつた」と。(ibid., p. 84.) 彼れは特にクムソボンが民主政治を非難するに當つて左祖せるものは王政ではなくして貴族政であることを學示してゐる。(ibid., p. 122.) 斯くの如きは實に古代文献の影響を蒙ることの大で

あつた彼れの思想の全精神と一致するものであつた。「最も嚴密なる意味に於ける庶民政治(即ち、人民が彼れ等自身に於いて、又、彼れ等自身によつて政府に屬する總べてのものを遂行する純粹なる民主政治)に關しては、余は斯くの如き物を知ることがない。而して、斯くの如きものが此の世界に存在したとしても、之れに對して云々す可き何物をも有することがない」。(Ibid., p. 132)。法律上に於いては主權者である人民は極端なる場合の外總べて彼れ等代表者の支配に從屬する。然しながら、あらゆる人が平等なる抑制せらるゝこと最も少き民主政治は總べての政治の中で最も公正であり、合理的であり且つ自然である。(Ibid., p. 134)。彼れの著は思想の根本的混亂に陥れるものがある。彼れは空位時代の思想家とロックの間の過渡を形成するものと稱せられてゐる。(English Democratic Ideas in the Seventeenth Century, by G. P. Gooch, 2nd ed. with supplementary notes by H. J. Laski, 1927, p. 286.) ホイッグ黨はロックに依據して彼れ等の制限王政の理論を支持した。

五

光榮革命は土地階級的利害よりも寧ろブルジョアの利害に大ない關心を有するホイッグ黨によつて遂行せられた所である。然しながら、彼れ等は猶ほ議會に於いて十分に其の利益を代表せられて居つた地方紳士階級を蔑視することを得なかつた。光榮革命の代辯人たるロック及び其の追隨者によつて主張せらるゝ自然法の理論は勤勉と節約によつて其の運命を開拓しつゝあつた新興ブルジョア階級的觀念形態の合理化であつた。彼れに従へば、吾人に所有權を與へた自然法は等しく又、其の所有權を限定した。單に土地の果實及び其の上に生息する動物に對するのみならず、土地其の者に對しても亦、吾人は吾人が耕耘し栽植し、改良し、培養し、而して其の産物を使用し得る限度に於いて所有權を取得する。(Two Treatises of Government, op. cit., p. 250.) 斯くて、あらゆる不勞所得に對する權限

は否認せられ、吾人は地代に對する自然權を有せざることとなる。ロックは、借地人の勤勞なくんば、土地は其の所有者に對して殆んど何等の利潤をも與ふるべからざる可きを説いた。(Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, 1692, p. 55.) 此のホイッグ黨の哲學者にして若し當時の土地階級に對して特殊の顧慮を拂ふの必要を見なかつたならば、地代を非難する彼れの言辭は更らに峻烈を加へたであらう。

前述の如く英國ブルジョア中在つて企業心に富める者は、第十七世紀の後期及び第十八世紀の前期に於いて土地所有者と成り、更らに有效なる農業經營に従事することが益々多きを加へた。資本主義が工業及び商業の領域内に發達し、其の社會的及び政治的征服を遂行しつゝある間に、農業も亦新たな資本主義的傾向を取りつゝあつたのである。外國貿易の性格は漸次變化した。従來、藥材香料等の印度産物の輸入を行つて來た東印度會社の如きは、凡そ一千六百七十年の頃から英國製品と内國市場に於いて競争す可き絹織物及び更紗等の輸入を開始した。國外に於いて精製せられた貨物の輸入は自國工業階級の職を奪はんとした。一千六百九十七年、倫敦の織匠某(H. S.)は、英國製造職二十五萬人の業務が印度貿易の續行によつて有害なる影響を受くることを力説し、而して、そは又、羊毛の價格の上に反映し、聽がて地主階級の繁榮を脅すに至る可きことを主張した。(Reasons Humbly Offered for the Passing of a Bill for the Hindering of the Home Consumption of East-India Silks, 1697, p. 3.) 又、羊毛の輸出を禁止し、若しくは亞米利加よりの銑鐵輸入を奨励するが如き國內製造工業奨励策が地代に取つて有害なる影響を及ぼす可き場合のあることが明かとなつた。尙ほ又、穀物輸出に對して奨励金を交付するの政策は、國內に於ける食料の價格を引き上げ、延いて賃銀率を引き上げ、結局、自國輸出商人の競争力を薄弱ならしむるの虞れあるも

のと看做された。土地階級の利益は往々にして工業階級の利益と撞着した。貿易統制により、國王の利益と進歩的ブルジョアの利益を結合せしめんとするの企圖は失敗に終つた。兩者の間に於ける利益の一致は破壊せられた。此の國に於ける君主專制政治の企圖が失敗に歸し、王權主義に對する議會主義の勝利が明瞭となると共に、商業政策の操縦は王室から議會に移り、通商上の問題は政争の具に供せられた。八十八年の革命以後、ホイッグ黨に屬する大土地所有者、商工業者及び非國教徒は一千七百六十年に至るまで、其の優越を脅されることになつた。

六

農業の損失に於いて製造工業に恩恵を施さんとする重商主義的政策に反對すると共に、穀物輸出を奨励し其の輸入を抑制せんとする意見は既に英國土地階級の間に發生して居つた。從來は主として消費者の利益を尊重し、饑饉を防止するが爲めに、穀物の輸入を許可し其の輸出を制限して居つた政府が、一千六百六十三年以後に及んで、生産者を保護し穀物の輸出を阻止することなくして却つて之れを奨励し、ひとり價格が一定の水準に到達した場合に於いてのみ其の輸入を許可するの方針に轉じたことは、吾人が既に他の機會に於いて述べたが如くである。(昭和十二年版拙著『經濟學史』上卷一三三頁以下參照)。一千六百八十九年の穀物輸出奨励法 (An Act for the encouraging the Exportation of Corn) の如きは、實にウリアム一世の頭上に王冠を戴かした大努力に對する報酬として地主派に褒賞を與へんとするに存したものと稱せられてゐる。(Arthur Young, Political Arithmetic, 1774, p. 29. 前掲拙著一二五頁參照)。

英國土地所有階級の間には又、國富の眞個且つ唯一の泉源は土地であつて工業に非すと做すのテーゼが構成せられてゐた。斯くて、ジョン・アスギルは之れを承けて、「吾人が貨物と稱する所のものは土壤から引き離された土地 (Lund severed from the Soil) に他ならざるものである」と觀、「人は土以外の何物をも取扱ふものではない、商人は大地の一部分を他の一部分と交換する世界の代理商である、國王自身も牡牛の勞働によつて食を給せられる、而して陸軍の被服も海軍の糧食も總べて最後の領收者として土壤の所有者に支拂はれなければならぬ」云々と説いた。(Several Assertions proved, in order to create another Species of Money, than Gold and Silver, 2nd ed., 1720, p. 11.) ショーカンプ・ブンダーリントも亦、此の世に存する總べての物件は元來大地の産物であつて、是れよりして總べての物件は産出せられなければならぬ、と述べてゐる。(Money answers all Things, 1734, p. 9.)

然しながら、此の關係に於いては、斯くの如き思想は遂に體系附けられることなくして残つた。英國に於いては、王政の衰頹及び資本的農業の興隆からして何等新たな經濟理論は展開せしめられることがなかつた。然るに、英國に在つて一の學說に組織せらるることなく、又、第十八世紀の同國經濟學者の上に殆んど何等の影響をも残すことになかつた推理は、同世紀の佛蘭西に於いて社會批判と社會改造の主張中に丹念に織り込まれるに至つた。久しく製造工業、殊に絹織物のやうな奢侈品の製造を奨励して、農業の荒廢を顧みなかつた佛蘭西政府の政策は、同國に於ける農業資本の利益を代表して、眞の國民的經濟政策が、其の國土の大生産力を利用するに在ることを主張する重農學派を産まなければ已まなかつた。同學派は社會的富の増加を可能ならしむ可き純収益を生ずる産業は、ひとり廣義に於ける農業のみであつて、商工業は單に之れに費した勞働の價值だけ貨物の價值を増加するに過ぎざるものであることを主張する。此の學派の始祖フランソワ・ケネーは「主權者並びに國民をして常に土地は富の唯一の根源であり、而して之れを増加せしめるものは農業であると云ふ事實を忘却せしめてはならぬ」と切言した。(Euvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, par Auguste Oncken, 1888, p. 331.) ケネーは農業の利益が多

「富裕なる小作人」(Heine Termer) 即ち自ら土地を耕作する労働者ではなく、自己の智慧と富とを以つて其の事業を支配し、價值あらしめる企業家 (entrepreneur) の手により高き價值を有するに至らしめられた大農場より生ずるものと観た。(ibid., p. 219)。而して、重農學派は、地代の形態に於いて地主に支拂はるゝ所のものを以つて借地農が耕作の費用以上に、又其の消費し得る所のもの以上に生ぜしめた餘剰であり、不勞所得であると認めて居つたに拘らず、毫も土地所有者の地位の薄弱を觀取することなく、之れに對して一種の僧職的神聖を認め、常に最大なる敬意を以つて彼れ等遇して居つた。(『三田學會雜誌』第三十八卷第五六合併號所載拙稿「地代思想史概観」二八一―九頁参照)。

彼れ等を以つて觀れば、主權者は實に地主と共に共同所有者の地位に立つものであり、相互的な權利義務及び相互的な利益を基礎とする組合とも見るを得可く、彼れ等共同の純収益に對して配當を受くるの權を有するものである。社會の始初に在つては其の配分は地主の失費であつた。(縦令ひ、最初の地主に取つても國王の職能は彼れ等の貢納以上に效用があつたと言ひながら)。其の後の土地所有者は國王の保護に依頼して之れを得たものであるから、そは既に個人に對して負擔たらざるに至る。然も若し主權者が其の適當なる配當以上に徵收することがあつたならば、彼れは其の共同者を害し、延いては又、自己を害するに至る可きであらう。重農學派は任意的專制政治 (despotisme arbitraire) を排して法律的專制政治 (despotisme légal) に主張す。(cf. Mercier de la Rivière, L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques, 1767)。眞の國家は不可分的に治者及び被治者を單一共同なる利益に團結せしめ、相互的權利及び義務の鎖に結合せられた、政治的團體である。然るに、商權擴張によつて誘發せられた國際的戰役、過度にして不公平なる財政的負擔、農業の頽廢、國民資本の減少は人民をして不知の間に國王から遠ざけたのである。國王は最早貨幣なくしては其の國民の勤務を受けることが出來ず、又勤務に對して支拂ふ可き貨幣を

收受することを得ざるに至つた。(Victor Mirabeau, Théorie de l'impôt, 1761, p. 1)。而して、彼れ等はヴィクトル・ミラボーと共に、國王が其の人民の元育たる地位は彼れが其の人民に對して有する價值よりも彼れ等に費用を負はしむることの少い間のみ、而して少きが故によつてのみ、正當のものとして辯明せられ得るものと論結しなげばならなかつた。「陛下は果して陛下の費し給ふ所のものを償し給ふや」の苦言は實に集合的光榮を代表する國民の象徴としての國王の權威が海陸に於ける慘憺たる敗戦、重要植民地喪失の秋に發せられたのである。